二　対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三　対象主張書面等又は対象電磁的記録について第二十一条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

（交付の方法）

**第二十条**　第十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

一　対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（送付による交付）

**第二十一条**　第十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（答申書の送付等）

**第二十二条**　審査委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査委員会の調査審議の手続）

**第二十三条**　この規則に定めるもののほか、審査委員会の調査審議の手続に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

**第二条**　第八条第一項の規定による審査委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例によることができる。

（経過措置）

**第三条**　裁判所の処分又は不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下この条において同じ。）についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた裁判所の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る裁判所の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

**第四条**　この規則の施行後最初に任命される審査委員会の委員の任期は、第八条第二項本文の規定にかかわらず、三人のうち、一人は二年、二人は三年とする。

2　前項に規定する各委員の任期は、最高裁判所が定める。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

# 省　令

**○法務省令第十一号**

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の規定に基づき、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

法務大臣　岩城　光英

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令

弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号及び第三項第八号中「異議申立て、審査請求」を「審査請求、再調査の請求」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則第三条第一項第五号及び第三項第八号に規定する異議申立て（行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に対する行政庁の手続は、弁護士法第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の法務省令で定める手続とみなす。

3　前項に規定する手続における異議申立てについて決定その他の処分に係る事務を行う者（不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。）は、弁護士法第五条第二号ロ(3)の法務省令で定める者とみなす。

**○農林水産省令第十六号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、肥料取締法施行規則及び農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　農林水産大臣　森山　**裕**

肥料取締法施行規則及び農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

（肥料取締法施行規則の一部改正）

**第一条**　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「及び法」を「及び」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

（農薬取締法施行規則の一部改正）

**第二条**　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第二十九号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第七十一号）の施行に伴い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　経済産業大臣　林　幹雄

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「経済産業大臣」を「当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「第四項の確認書の」を「同項の確認書の」に改め、同条に次の二項を加える。

7　経済産業大臣は、特定新規中小企業者の資金調達の円滑な実施に関して必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

8　経済産業大臣は、前項の都道府県知事から情報の提供を受けたときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

第四条の二第一項及び第三項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第五条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項第一号中「受けていないもの」の下に「及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したもの」を加え、同項第二号中「受けた者」を「受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限る。）」に改め、同条第四項及び第五項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第五条の二第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第1（表面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同様式（裏面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「事業年度に限り」を「事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加える。

様式第1の2（表面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同様式（裏面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「事業年度に限り」を「事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加える。